

○火薬類取締事務の取扱いに関する訓令

令和7年12月5日

本部訓令第34号

火薬類取締事務の取扱いに関する訓令（令和元年徳島県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 運搬（第2条—第11条）
- 第3章 猟銃用火薬類等に関する許可等
 - 第1節 譲渡及び譲受け（第12条—第16条）
 - 第2節 輸入（第17条）
 - 第3節 消費（第18条）
- 第4章 立入検査（第19条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「猟用府令」という。）、火薬類取締法の施行に関する細則（平成20年徳島県公安委員会規則第7号）及び徳島県警察本部長専決規程（昭和36年徳島県公安委員会規程第1号）に基づき、火薬類取締りに関する事務（以下「火薬類取締事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 運搬

（運搬証明書の交付）

第2条 署長は、府令第2条に規定する火薬類運搬届及び運搬計画表（以下「計画表」という。）（以下「運搬届等」と総称する。）を受理した場合において、次の各号に掲げる事項についてその適否を調査し、支障がないと認めるときは、府令第3条に規定する火薬類運搬証明書（以下「証明書」という。）を届出者に交付するものとする。この場合において

て、証明書には、提出を受けた計画表の写しを添付し、徳島県公安委員会公印規則（平成15年徳島県公安委員会規則第6号）別表に規定する10号印（以下単に「10号印」という。）で割印し、交付するものとする。

- (1) 運搬届等の記載事項
- (2) 積載車両、積載方法及び運搬方法
- (3) 運搬の日時、運搬の通路、積替え場所及び到着場所

2 前項の規定による調査は、運搬の通路、積替え場所又は到着場所（以下「運搬通路等」という。）が県外であるときは、特に必要があると認める場合のほか、これを行わないことができる。

（必要な指示）

第3条 署長は、証明書の交付に当たり、法第19条第2項に規定する指示を行う必要があると認めるときは、その内容を証明書の当該事項欄に記載しなければならない。この場合においては、あらかじめ生活安全企画課長と協議しなければならない。

（証明書の交付番号）

第4条 証明書の交付番号は、所属の略号（徳島県警察公文書管理規程（令和6年徳島県警察本部訓令第16号）別表第1に規定する所属の略号をいう。）を冠し、暦年ごとに一連番号を付すものとする。

（証明書交付の通知）

第5条 署長は、第2条第1項の規定により証明書を交付したときは、生活安全部長が定めるところにより速やかに許可事務指導室の長（以下「許可事務指導室長」という。）に通知（以下「証明書交付の通知」という。）をしなければならない。

2 前項の場合において、運搬通路等が他の署の管轄に属するときは、当該運搬通路等を管轄する署長（次条から第8条までにおいて「運搬通路等管轄署長」という。）に対しても同様に証明書交付の通知をしなければならない。

第6条 許可事務指導室長は、前条第1項の規定による証明書交付の通知を受けた場合において、運搬通路等が県外であるときは、速やかに当該都道府県警察本部において火薬類取締事務を担当する課に通知しなければならない。ただし、運搬しようとする火薬類の数量が1,000キログラムに満たないときは、特に必要があると認める場合のほか、これを行なうことができる。

2 許可事務指導室長は、他の都道府県警察本部において火薬類取締事務を担当する課から証明書交付の通知を受けたときは、速やかに運搬通路等管轄署長に通知しなければならない。

い。

(証明書交付の通知等に対する措置)

第7条 署長は、第5条第2項の規定による証明書交付の通知を受けた場合において、運搬通路等が火薬類の運搬に関し支障があると認めるときは、速やかにその状況を許可事務指導室長及び運搬通路等管轄署長に通知しなければならない。

2 署長は、許可事務指導室長又は他の署長から火薬類の運搬に関する照会を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を速やかに回答しなければならない。

(証明書の記載事項の変更の届出に対する措置)

第8条 署長は、府令第4条に規定する火薬類運搬証明書記載事項変更届(以下この条において「変更届」という。)を受理した場合において、その内容を調査し、支障がないと認めるときは、当該変更届の写しを作成し、当該写しの下部欄外の余白に、変更年月日及び「届出の件を承認する。」と記載するとともに、10号印を押印して交付するものとする。

2 署長は、前項の規定により記載事項の変更をしたときは、変更の内容を許可事務指導室長及び運搬通路等管轄署長に通知しなければならない。

(証明書の再交付の申請に対する措置)

第9条 署長は、府令第5条に規定する火薬類運搬証明書再交付申請書(以下この条において「再交付申請書」という。)を受理した場合において、その申請理由等を調査し、支障がないと認めるときは、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 証明書を交付した署にあっては、新たな証明書の右上部余白に「再(丸で囲む。)」と朱書して交付すること。

(2) 前号以外の署にあっては、再交付申請書の写しを作成し、当該写しの下部欄外の余白に、再交付年月日及び「上記申請のあったことを証明する。」と記載して10号印を押印するとともに、提出を受けた計画表の写しを届出者に交付する再交付申請書の写しに添付し、10号印で割印して交付すること。

(返納証明書の取扱い)

第10条 署長は、政令第3条の規定により証明書の返納を受けたときは、当該証明書に係る運搬届等の末尾にこれを添付して整理保存しなければならない。

2 返納を受けた証明書が他の署長により交付されたものである場合は、前項の規定にかかわらず、当該証明書を交付した署長に送付するものとする。

(運搬に関する指導取締り)

第11条 火薬類の運搬に関する関係者の指導取締りは、次の各号に掲げるところにより行

うものとする。

- (1) 証明書を交付した署長は、運搬車両の出発前に当該運搬が府令第3章に規定する技術上の基準に適合しているかどうかを確認すること。
- (2) 他の都道府県から車両で県内に運搬されるものにあつては運搬車両の立寄場所に指定された署、鉄道又は船舶によるものにあつては到着駅、荷揚港その他の特に必要があると認められる場所において、前号に準じて確認すること。
- (3) 車両を停止させて指導取締りを行うときは、危害防止に留意し安全な場所を選ぶこと。

第3章 猟銃用火薬類等に関する許可等

第1節 譲渡及び譲受け

(譲渡許可申請書の受理)

第12条 署長は、猟用府令第2条に規定する猟銃用火薬類等譲渡許可申請書（以下この条において「譲渡許可申請書」という。）を受理した場合において、猟銃用火薬類等譲渡許可申請に関する調査報告書（別記様式第1号）により調査し、支障がないと認めるときは、猟用府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲渡許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により許可証を交付したときは、当該許可証に係る譲渡許可申請書の正本を許可台帳として整理保存するとともに、その写しを作成し、猟銃用火薬類等許可等報告書（別記様式第2号。以下「許可等報告書」という。）に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。

(譲受許可申請書の受理)

第13条 署長は、猟用府令第3条に規定する猟銃用火薬類等譲受許可申請書（以下この条において「譲受許可申請書」という。）を受理した場合において、猟銃用火薬類等譲受許可申請に関する調査報告書（別記様式第3号）により調査し、支障がないと認めるときは、猟用府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲受許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により許可証を交付したときは、当該許可証に係る譲受許可申請書の正本を許可台帳として整理保存するとともに、その写しを作成し、許可等報告書に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。

(譲渡許可証等の書換申請書の受理)

第14条 署長は、猟用府令第6条に規定する猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書

(以下この条において「書換申請書」という。)を受理した場合において、その変更事項を調査し、事実相違がないと認めるときは、当該猟銃用火薬類等譲渡許可証又は猟銃用火薬類等譲受許可証(以下「譲渡許可証等」という。)の変更に係る事項に二重線を引いて10号印を押印した上で、その上部に変更事項を記載して交付するものとする。

- 2 署長は、書換申請書の正本は当該書換申請書に係る譲渡許可証等の許可台帳の末尾に添付して整理するとともに、当該書換申請書の写しを作成し、許可等報告書に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。
- 3 書換申請書の提出は、事務処理上支障がある場合を除き、郵便等により行うことができるものとする。この場合においては、書留扱いにするなど、配達記録が確認できる方法にするよう求めるものとする。

(譲渡許可証等の再交付申請書の受理)

第15条 署長は、猟用府令第7条に規定する猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証再交付申請書(以下この条において「再交付申請書」という。)を受理した場合において、その理由等を調査し、事実相違がないと認めるときは、譲渡許可証等の再交付を行うものとする。

- 2 前項の規定により再交付する譲渡許可証等の交付年月日及び許可番号は、再交付する前の譲渡許可証等の交付年月日及び許可番号とし、譲渡許可証等の下部欄外の余白に再交付の年月日及び再交付をした旨を朱書するものとする。この場合において、再交付の理由が盗難又は亡失に係るものであるときは、必要な手配をしなければならない。
- 3 署長は、再交付申請書の正本は当該再交付申請書に係る譲渡許可証等の許可台帳の末尾に添付して整理するとともに、当該再交付申請書の写しを作成し、許可等報告書に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。

(譲渡許可証等の継続記載欄追加届出の受理)

第16条 署長は、猟用府令第8条に規定する譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄の追加届出を受理した場合において、当該譲渡許可証等の当該記載欄を調査し、事実相違がないと認めるときは、当該譲渡許可証等の当該記載欄の継続記載に必要な用紙を交付するものとする。

第2節 輸入

(輸入許可申請書の受理)

第17条 署長は、猟用府令第9条に規定する猟銃用火薬類等輸入許可申請書(以下この条において「輸入許可申請書」という。)を受理した場合において、猟銃用火薬類等輸入許可申請に関する調査報告書(別記様式第4号)により調査し、支障がないと認めるときは、

輸入を許可するものとする。

- 2 前項の規定による許可を行った署長は、輸入許可申請書の写しを2部作成し、そのうち1部の下部欄外の余白に、許可年月日及び「申請の件を許可する。」と記載するとともに、10号印を押印したものを輸入許可書として交付するものとする。この場合において、当該輸入許可申請書の正本を許可台帳として整理保存するとともに、輸入許可申請書の写しのもう1部は、許可等報告書に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。
- 3 署長は、第1項の規定による許可をした後、許可を受けた者から猟用府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届（以下この条において「輸入許可書変更届」という。）を受理した場合において、当該変更事項について調査し、事実と相違がないと認めるときは、当該輸入許可書の変更に係る事項に二重線を引いて10号印を押印した上で、その上部に変更事項を記載して交付するとともに、許可台帳を整理するものとする。
- 4 前3項の規定による処理をしたときは、その状況を当該輸入に係る火薬類を貯蔵又は保管する場所を管轄する署長に通報するとともに、当該輸入許可書変更届の写しを作成し、許可等報告書に添付して許可事務指導室長に送付しなければならない。

第3節 消費

（消費許可申請書の受理）

- 第18条 署長は、猟用府令第11条第1項に規定する猟銃用火薬類等消費許可申請書（以下この条において「消費許可申請書」という。）を受理した場合において、その理由等を調査し、事実と相違がないと認めるときは、消費を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、消費の許可の申請について準用する。この場合において、「輸入許可申請書」とあるのは「消費許可申請書」と、「輸入許可書」とあるのは「消費許可書」と読み替えるものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、消費許可書の記載事項の変更について準用する。この場合において、「猟用府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届（以下この条において「輸入許可書変更届」という。）」とあるのは「猟用府令第11条第2項に規定する猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届（以下この条において「消費許可書変更届」という。）」と、「輸入許可書」とあるのは「消費許可書」と読み替えるものとする。
 - 4 前3項の規定による処理をしたときは、その状況を消費地を管轄する署長に通報するとともに、当該消費許可書変更届の写しを作成し、許可等報告書に添付して許可事務指導室

長に送付しなければならない。

第4章 立入検査

(立入検査を行う者の指定)

第19条 生活安全企画課長及び署長（以下「生活安全企画課長等」という。）は、次の各号に掲げる職員のうちから立入検査を行う者（以下「指定職員」という。）を指定するものとする。

(1) 生活安全企画課長による指定

- ア 生活安全企画課において火薬類取締事務を担当する職員
- イ アに掲げる者のほか、特に必要と認める者

(2) 署長による指定

- ア 署の生活安全課において火薬類取締事務を担当する職員
- イ アに掲げる者のほか、特に必要と認める者

(指定の方法)

第20条 生活安全企画課長等は、指定職員を指定したとき、又は当該指定を取り消したときは、その都度、火薬類立入検査実施指定職員台帳（別記様式第5号）に所定事項を記載し、整理しておかなければならない。

(立入検査の基準)

第21条 指定職員が行う立入検査は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 定期立入検査

生活安全部長が指示する県下一斉検査 年1回以上

(2) 臨時立入検査

- ア 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等を開始した場合
- イ 火薬類に関する事故発生の直後又は一つの火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において火薬類を貯蔵している設備・建築物等、火薬類消費場所若しくは火薬類廃棄場所（以下この条において「火薬類取扱場所」という。）で事故が発生し、他の火薬類取扱場所において同様の事故が発生することが予想される場合
- ウ 他の監督行政庁が行う立入検査と併せて行う必要があると認める場合
- エ 定期立入検査又は臨時立入検査において法令違反が発見されたものについて、その後の状況を見るために行う場合
- オ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防止するために必要がある場合

(立入検査の細目的事項)

第22条 立入検査は、この章に定めるもののほか、生活安全部長が定めるところにより行うものとする。

第5章 雑則

(災害発生時の措置)

第23条 署長は、火薬類による災害事故の発生を知ったときは、応急の措置を講ずるとともに、生活安全部長が定める様式により許可事務指導室長に報告すること。

(火薬類等の事故届等に対する措置)

第24条 署長は、法第46条第1項第2号の規定による届出を受理したときは、その事実を調査し、必要な手配その他の措置を行わなければならない。

(公安委員会の意見)

第25条 生活安全部長は、法第52条第1項の規定により、知事から公安委員会の意見を求める文書を受理したときは、消費地を管轄する署長に対してその内容を通知するものとする。

2 署長は、前項の規定による通知を受けた場合は、知事からの意見の求めに係る許可について関係所属における意見を調査した上で、その結果を生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

3 生活安全部長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その結果を知事に対して回答するものとする。

(措置の要請)

第26条 生活安全企画課長等は、法第52条第4項の規定による措置の要請をする必要があると認めるときは、その概要を生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全部長は、前項の規定による報告を受けた場合において、公共の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、知事に対して必要な措置を執るべきことを要請するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令に規定する様式に相当する改正前の火薬類取締事務の取扱いに関する訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(徳島県警察事務専決規程の一部改正)

- 3 徳島県警察事務専決規程（昭和46年徳島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

※ 別記様式省略